

福井市高齢者の防犯機能付き電話機購入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民を特殊詐欺被害から守るため、防犯機能付き電話機等の購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、犯罪被害を未然に防止することを目的とする。

2 補助事業の実施に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和48年5月15日規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯機能付き電話機等」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造された固定電話機又は機器であって、次の各号の両方の機能を持つ固定電話機又は固定電話機に外部接続可能な機器をいう。

(1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能

(2) 通話中に自動的に通話内容を録音する機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している者

(2) 申請日時点で65歳以上の高齢者のみが居住する世帯の者

(3) 第4条に規定する補助対象経費に係る電話機等を購入した者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除外する。

(1) 本市の市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、この要綱の施行日以降に市内の店舗事業者から電話機等を新品で購入（通信販売は除く）する費用（購入事業者による取り付けや設定が必要な場合は、その費用を含む。）とする。ただし、次に掲げる費用については、対象としない。

(1) 修理又は点検にかかる費用

(2) 既存電話機の処分にかかる費用

(3) 販売店の延長保証にかかる費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000

円を上限に交付する。

- 2 補助対象者が自ら設置、取付け、交換をおこなった場合は、これらに要した経費は補助対象経費としないこととする。

(補助の制限)

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条第1項において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であつても受付を終了するものとする。

- 2 補助の対象となる電話機等（以下「補助対象機器」という。）は、1世帯につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井市高齢者の防犯機能付き電話機購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の品名、購入者名（申請者名）、購入年月日、領収金額、領収年月日、並びに事業所等の名称、所在地等が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 補助対象機器の品名、機能が記載されているカタログ又は主な仕様がわかる書類
- (3) 補助対象機器の設置が完了したことが確認できる写真
- (4) 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- (5) 補助金の振込先の金融機関口座（申請者名義に限る。）の通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条により申請を受けた際は、受付を先着順に行い、その内容を審査する。ただし、第6条第1項において、受付を終了した場合は、審査しない。

- 2 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付の決定及び補助金額の確定を行うものとする。
- 3 補助金の交付決定及び補助金額の確定を行った際は、福井市高齢者の防犯機能付き電話機購入支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、速やかに申請書に添付された補助金振込先の金融機関の口座に振り込むこととする。
- 4 補助金を交付しないことを決定した際は、福井市高齢者の防犯機能付き電話機購入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のい

れかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに福井市高齢者の防犯機能付き電話機購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、必要と認める場合は、補助金が交付された補助対象事業について調査を行い、又は申請者若しくは関係者から報告を求めることができる。

（免責）

第12条 市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。